

30日獣発第27号

平成30年4月24日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について

このことについて、平成30年4月2日付け29消安第6146号をもって農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、獣医療提供体制整備推進総合対策事業における獣医師養成確保修学資金貸与事業に係る事務の実施規程の一部が改正されたことの周知を依頼するものです。

については、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

平成30年4月2日

ご担当者様

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課

獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

これまで、当省で実施している産業動物獣医師の確保を目的とした獣医師養成確保修学資金貸与事業に係る事務については、「獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程について」（平成23年4月1日付け22消安第10244号消費・安全局長通知）により運営してきたところですが、このたび、実施規程を一部改正しましたのでお知らせします。

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

よろしくお願い申し上げます。

担当・問い合わせ先

畜水産安全管理課 獣医事班 細井

Tel : 03-3501-4094 (直通)

FAX : 03-3502-8275

E-mail : yuta_hosoi670@maff. go. jp



29消安第6146号
平成30年4月2日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知しましたので御了知いた
ただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。

(別添)

写

29消安第6146号
平成30年4月2日

各都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について

これまで、獣医療提供体制整備推進総合対策事業における獣医師養成確保修学資金貸与事業に係る事務については、「獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の制定について」（平成23年4月1日付け22消安第10244号消費・安全局長通知。以下「実施規程」という。）により運営していたところです。

平成30年度から、別紙の新旧対照表のとおり実施規程の一部を改正しましたので、御了知いただくとともに、貴管下の関係者に周知方お願いします。

○「平成23年度獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の制定について」局長通知(新102244号) 新旧対照表
 (平成23年度獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程第102244号局長通知) (下線部は修正箇所)

改正後	改正前
(略)	(略)
別紙	別紙
<p>獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程</p> <p>第1 事業の実施 食料安全保障確立対策事業実施要領(平成28年3月29日付け27消安第6184号農林水産事務次官依命通知)の別表のうち、畜産安全対策事業の獣医師養成確保修学資金貸与事業の実施に当たっては、畜産安全対策事業の信頼確保関係補助金等交付要綱(平成28年3月29日付け27消安第6176号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)及び畜産安全対策事業の運用について(平成20年4月22日付け19消安第15124号局長通知。以下「運用通知」という。)に定めるもののほか、この規程により実施する。</p>	<p>獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程</p> <p>第1 事業の実施 食の安全・消費者の信頼確保対策事業実施要領(平成20年4月1日付け19消安第15443号農林水産事務次官依命通知)の別表のうち、畜産安全対策事業の獣医師養成確保修学資金貸与事業の実施に当たっては、畜産安全対策事業の信頼確保関係補助金等交付要綱(平成20年4月1日付け19消安第15444号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)及び畜産安全対策事業の運用について(平成20年4月22日付け19消安第15124号局長通知。以下「運用通知」という。)に定めるもののほか、この規程により実施する。</p>
第2・第3(略)	第2・第3(略)
第4 事業の実施方法 1 (略)	第4 事業の実施方法 1 (略)
<p>2 貸与学及び貸与期間 (1) 貸与額 ア 高校生等を対象とする修学資金(入学金、授業料、実習費等)を上限とする。貸与額は、高校生等、事業実施主体及び共同負担者の協議により決定するものとする。</p>	<p>2 貸与学及び貸与期間 (1) 貸与額 ア 高校生等を対象とする修学資金(入学金、1年次前期授業料、実習費等)として、1,750,000円以内とする。</p>
(イ)(略)	(イ)(略)

イ 獣医学学生を対象とする修学資金
(ア) 修学資金の貸与基準額は、月額100,000円以内とする。ただし、私立大学において獣医学を専攻する学生の貸与基準額は、月額180,000円以内とする。貸与額は、獣医学学生、事業実施主体及び共同負担者の協議により決定するものとする。

(イ) 修学資金の貸与額は、事業実施主体が貸与額の2分の1以内(ただし、1人当たり月額50,000円(私立大学において獣医学を専攻する学生については、1人当たり月額90,000円)を上限とする。)を負担するものとし、共同負担者がその残額を負担するものとする。

(2) (略)

3・4 (略)

5 修学資金の返還

(1) 事業実施主体は、獣医修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸与した修学資金を返還させるものとし、別添により算出される額の修学資金及び加算金(以下「返還金」という。)を徴収するものとする。

一～三 (略)

四 獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が、修学資金貸与期間(大学入学前の期間及び4の(2)の貸与の休止に係る期間を除く。以下同じ。)に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間(最大10年間)に満たなかったとき。

イ 修学資金の貸与月額が12万円以下の貸与期間は、係数を2分の3とする。

ロ 修学資金の貸与月額が12万円を超える貸与期間は、係数を3分の5とする。

(2)～(4) (略)

イ 獣医学学生を対象とする修学資金
(ア) 修学資金の貸与基準額は、月額100,000円以内とする。ただし、私立大学において獣医学を専攻する学生の貸与基準額は、月額120,000円以内とする。

(イ) 修学資金の貸与額は、事業実施主体が貸与額の2分の1以内(ただし、1人当たり月額50,000円(私立大学において獣医学を専攻する学生については、1人当たり月額60,000円)を上限とする。)を負担するものとし、共同負担者がその残額を負担するものとする。

(2) (略)

3・4 (略)

5 修学資金の返還

(1) 事業実施主体は、獣医修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸与した修学資金を返還させるものとし、別添により算出される額の修学資金及び加算金(以下「返還金」という。)を徴収するものとする。

一～三 (略)

四 獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が、修学資金貸与期間(大学入学前の期間及び4の(2)の貸与の休止に係る期間を除く。以下同じ。)の2分の3の期間(最大9年間)に満たなかったとき。

(2)～(4) (略)

6 修学資金の返還の免除
 (1) 事業実施主体は、獣医修学生が産業動物獣医師等として
 従事した期間が、修学資金貸与期間の2分の3の期間以上
 号に定める係数を掛けた期間(最大10年間)以上となる。
 たときは、返還金の全部を免除することができる。
 イ 修学資金の貸与月額が12万円以下の貸与期間は、係
 数を2分の3とする。
 ロ 修学資金の貸与月額が12万円を超える貸与期間は、係
 数を3分の5とする。

(2) (略)

7～9 (略)

第5・第6 (略)

第7
 1 (略)

2 事業の変更承認申請
 事業実施主体は、補助金交付決定があった後に、交付要
 網別表の重要な変更の場合は、運用通知書の事項を
 変更し、あらかじめ、運用通知書の第1号
 に準じて作成した事業実施要綱別表の重要な変更の
 長に提出して承認を得る場合には、交付要綱別表第
 3号に定める補助金等変更承認申請書を農林水産大臣に提出し
 承認を得るものとする。
 なお、変更承認申請に当たっては、あらかじめ事業実施主体
 は、事業実施計画の変更承認申請書の内容について、就業予定先
 の都道府県知事との協議を終了しておくものとする。

なお、変更承認申請に当たっては、あらかじめ事業実施主体は、
 事業実施計画の変更承認申請書の内容について、就業予定先
 の都道府県知事との協議を終了しておくものとする。

6 修学資金の返還の免除
 (1) 事業実施主体は、獣医修学生が産業動物獣医師等として
 従事した期間が、修学資金貸与期間の2分の3の期間以上
 (最大9年間)となるときは、返還金の返還の全部を免
 除することができる。

(2) (略)

7～9 (略)

第5・第6 (略)

第7
 1 (略)

2 事業の変更承認申請
 事業実施主体は、補助金交付決定があった後に、交付要
 網別表の重要な変更の場合は、運用通知書の事項を
 変更し、あらかじめ、運用通知書の第1号
 に準じて作成した事業実施要綱別表の重要な変更の
 長に提出して承認を得る場合には、交付要綱別表第
 2号に定める補助金等変更承認申請書を農林水産大臣に提出し
 承認を得るものとする。
 なお、変更承認申請に当たっては、あらかじめ事業実施主体は、
 事業実施計画の変更承認申請書の内容について、就業予定先
 の都道府県知事との協議を終了しておくものとする。

なお、変更承認申請に当たっては、あらかじめ事業実施主体は、
 事業実施計画の変更承認申請書の内容について、就業予定先
 の都道府県知事との協議を終了しておくものとする。

3 事業の実績報告

事業実施主体は、当該年度に実施した事業実績を事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいれずれか早い期までに、交付要綱別記様式第7号の実績報告書を農林水産大臣に提出するとともに、就業予定先の都道府県知事にその実績を報告するものとする。

第8 (略)

附則

1 (略)

2 この規程の都道府県計画の策定の事項については、平成31年3月31日までに都道府県計画を策定することをもち、当該要件を満たすことができるものとする。

別添

第4の5の返還金及び延滞利子の計算方法

1 修学資金

(1) 高校生等を対象とする修学資金 (大学入学前に大学に納付する費用 (入学金、1年次前期授業料、実習費等) を上限とする。)

修学資金の貸与総額の全額

(2) 獣医学生を対象とする修学資金

$$\left[\frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を貸与した月数に係数を掛けた期間}} \times 1 - \text{修学資金を貸与した月数} \right] \times 1 - \text{修学資金を貸与した月数} \times 5 \div 3$$

(※) $\frac{\text{修学資金を貸与した月数に係数を掛けた期間}}{\text{月額1.2万円以下を貸与した月数} \times 3 \div 2 + \text{貸与月額1.2万円を超えて貸与した月数} \times 5 \div 3} = \text{貸与月額}$

(注1)・(注2) (略)

3 事業の実績報告

事業実施主体は、当該年度に実施した事業実績を事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいれずれか早い期までに、交付要綱別記様式第4号の実績報告書を農林水産大臣に提出するとともに、就業予定先の都道府県知事にその実績を報告するものとする。

第8 (略)

附則

1 (略)

2 この規程の都道府県計画の策定の事項については、平成27年3月31日までに都道府県計画を策定することをもち、当該要件を満たすことができるものとする。

別添

第4の5の返還金及び延滞利子の計算方法

1 修学資金

(1) 高校生等を対象とする修学資金

修学資金の貸与総額の全額

(2) 獣医学生を対象とする修学資金

$$\left[\frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を貸与した月数}} \times 1 - \text{修学資金を貸与した月数} \right] \times 1 - \text{修学資金を貸与した月数} \times 3 \div 2$$

(注1)・(注2) (略)

2 加算金
(1) ~ (3) (略)

(4) 獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が獣医学生を対象とする修学資金貸与期間に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間に満たなかったとき、係数イ 修学資金の貸与月額が12万円以下の貸与期間は、係数を2分の3とする。
ロ 修学資金の貸与月額が12万円を超える貸与期間は、係数を3分の5とする。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、修学資金の貸与が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\left[1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を貸与した月数に係数を掛けた期間 (※)}} \right]$$

(※) $\frac{\text{修学資金を貸与した月数に係数を掛けた期間}}{12 \text{ 万円以下を貸与した月数} \times 3 \div 2} + \frac{\text{貸与月額} 12 \text{ 万円を超える貸与した月数} \times 5 \div 3}$

(注) (略)

(4) (略)

3 (略)

2 加算金
(1) ~ (3) (略)

(4) 獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が獣医学生を対象とする修学資金貸与期間の2分の3の期間に満たなかったとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、修学資金の貸与が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\left[1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を貸与した月数} \times 3 \div 2} \right]$$

(注) (略)

(4) (略)

3 (略)

一部改正 平成26年4月1日 (25消安第5962号)
一部改正 平成27年4月1日 (26消安第6372号)
最終改正 平成30年4月2日 (29消安第6146号)

(最終改正：下線部)

22消安第10244号
平成23年4月1日

各都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の制定について

これまで、「産業動物獣医師修学資金給付事業」（獣医学を専攻する学生に対して修学資金を給付することにより、産業動物獣医師等の育成及び確保を図るための事業）については、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構が社団法人中央畜産会に補助することにより実施されてきたところです。

農林水産省では、産業動物獣医師等の確保等による良質かつ適切な獣医療を確保するため、平成22年8月31日に獣医療法（平成4年法律第46号）第10条の規定に基づく平成32年度を目標年度とする新たな「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を定め、今後、各都道府県が同法第11条の規定に基づき定める「都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」に即した諸施策を、各都道府県等と連携し実施していくこととしています。

今般、本基本方針に基づき、平成22年度から実施している補助事業「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」に新たに「獣医師養成確保修学資金貸与事業」を追加し、平成23年度から新たに修学資金を受けようとする者については、国が民間団体等に補助することにより実施することとしました。

つきましては、当該事業を円滑かつ適正に実施するため、別紙のとおり規程を定め

ましたので、御留意の上、貴管下の関係者に周知方お願いします。

なお、平成22年度までの時点で修学資金の給付契約を締結している者については、給付終了まで従前の事業により実施いたします。

獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程

第1 事業の実施

食料安全保障確立対策事業実施要領（平成28年3月29日付け27消安第6184号農林水産事務次官依命通知）の別表の畜産安全対策事業の獣医療提供体制整備推進総合対策事業のうち、獣医師養成確保修学資金貸与事業の実施に当たっては、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業関係補助金等交付要綱（平成28年3月29日付け27消安第6176号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び畜産安全対策事業の運用について（平成20年4月22日付け19消安第15124号消費・安全局長通知。以下「運用通知」という。）に定めるもののほか、この規程により実施する。

第2 事業実施主体

獣医師養成確保修学資金貸与事業の事業実施主体は、都道府県計画（獣医療法（平成4年法律第46号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により定められた平成32年度を目標年度とする都道府県計画をいう。以下同じ。）を定めた都道府県が当該計画を達成するために適当と認める団体であって、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、応募した者の中から選定された団体とする。

第3 事業の内容

1 修学資金の貸与

事業実施主体は、基本方針（法第10条第1項の規定により定められた平成32年度を目標年度とする基本方針をいう。以下同じ。）及び都道府県計画に基づき、産業動物獣医師及び家畜防疫員（都道府県等において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師。以下これらを「産業動物獣医師等」という。）の確保を図るため、修学資金の貸与に関する契約（以下「貸与契約」という。）を締結した者（以下「獣医修学生」という。）に対し、修学資金を貸与するものとする。

2 就業情報の提供等

事業実施主体は、1の事業の円滑な実施を図るため、獣医修学生、共同負担者（当該修学資金の一部を負担する団体等をいう。以下同じ。）、高等学校、中等教育学校、獣医系大学等関係者に対する事業の連絡調整及び指導並びに就業した獣医修学生に対する就業状況の調査を行うものとする。

第4 事業の実施方法

1 獣医修学生の対象者及び対象除外者

(1) 獣医修学生の対象者

獣医修学生の対象となることのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学において獣医学を専攻する予定であって、学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の最高学年に在籍する生徒若しくは既卒者（以下「高校生等」という。）又は獣医学を専攻する学生（高校生等が獣医学を専攻する学生になった場合を含む。以下「獣医学生」という。）のいずれかであって、都道府県計画において獣医師を確保する必要がある地域又は分野において、将来、産業動物獣医師等として次に掲げる団体等に従事しようとする者とする。

ア 地方公共団体

イ 農業協同組合又は農業協同組合連合会

ウ 農業共済組合又は農業共済組合連合会

エ 法人又は個人が開設する飼育動物診療施設（法第2条第2項に規定する診療施設をいい、往診のみによって獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）

オ 家畜の伝染病の予防若しくは治療又は家畜衛生の向上等に関する業務を行う機関又は自ら開設する診療施設であって、事業実施主体が消費・安全局長の承認を得て適当と認めるもの

(2) 獣医修学生の対象除外者

次の各号の一に該当する者は、(1)の獣医修学生の対象者から除外するものとする。

一 獣医師の確保のために都道府県等が自ら行う修学資金と同種の資金の交付を受けている、又は受ける予定がある者（都道府県等が本事業の共同負担者となる場合を除く。）

二 貸与契約を締結しようとする者の直系血族又は直系姻族である者（これらの者が取締役、理事又は責任役員となる法人も含む。）が、本事業の共同負担者又は事業実施主体となる者

2 貸与額及び貸与期間

(1) 貸与額

ア 高校生等を対象とする修学資金

(ア) 修学資金の貸与額は、大学入学前に大学に納付する費用（入学金、1年次前期授業料、実習費等）を上限とする。貸与額は、高校生等、事業実施主体及び共同負担者の協議により決定するものとする。

(イ) 修学資金の貸与額は、事業実施主体が貸与額の2分の1以内を負担するものとし、共同負担者がその残額を負担するものとする。

イ 獣医学生を対象とする修学資金

(ア) 修学資金の貸与基準額は、月額100,000円以内とする。ただし、私立大学において獣医学を専攻する学生の貸与基準額は、月額180,000円以内とする。貸与額は、獣医学生、事業実施主体及び共同負担者の協議により決定するものとする。

(イ) 修学資金の貸与額は、事業実施主体が貸与額の2分の1以内（ただし、1人当たり月額50,000円（私立大学において獣医学を専攻する学生については、1人当たり月額90,000円）を上限とする。）を負担するものとし、共同負担者がその残額を負担するものとする。

(2) 貸与期間

修学資金の貸与期間は、獣医修学生と契約を締結した日の属する年度内とする。ただし、獣医学生を対象とする修学資金については、この事業が継続する限りにおいて、獣医修学生が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度内までを限度として、契約を更新することができる。

3 連帯保証人

修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人（獣医修学生と連帯して債務を負担する者（自然人に限る。）をいう。以下同じ。）を立てなければならない。なお、連帯保証人は2人とし、獣医修学生に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は父又は母でなければならない。

4 貸与契約の解除及び貸与の休止

(1) 貸与契約の解除

事業実施主体は、獣医修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 獣医学を専攻しなくなったとき。
- 三 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- 六 死亡したとき。
- 七 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 貸与の休止

事業実施主体は、獣医学生である獣医修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該獣医修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

また、獣医学生である獣医修学生が留年したときも同様とする。

5 修学資金の返還

(1) 事業実施主体は、獣医修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸与した修学資金を返還させるものとし、別添により算出される額の修学資金及び加算金（以下「返還金」という。）を徴収するものとする。

一 4の(1)の規定(4の(1)の六の規定による場合を除く。)により、貸与契約が解除されたとき。

二 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。

三 獣医師免許を取得後、1年以内又は7に規定する返還の猶予の限度内に産業動物獣医師等として就業予定先（獣医修学生が産業動物獣医師等として就業を予定している団体等をいう。以下同じ。）に就業しなかったとき。

四 獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が、修学資金貸与期間（大学入学前の期間及び4の(2)の貸与の休止に係る期間を除く。以下同じ。）に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間（最大10年間）に満たなかったとき。

イ 修学資金の貸与月額が12万円以下の貸与期間は、係数を2分の3とする。

ロ 修学資金の貸与月額が12万円を超える貸与期間は、係数を3分の5とする。

(2) 事業実施主体は、獣医修学生に返還請求を通知した日から6か月以内に返還金を返還させるものとする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができる。

(3) 事業実施主体は、修学資金の貸与を受けた者が返還金を返還しなければならぬ日までに正当な理由がなくこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した額の延滞利子を徴収するものとする。

- (4) 事業実施主体は、獣医修学生から返還金の返還があったときは、国からの返還命令に従い、返還金に第6に規定する国庫補助率を乗じて得た額を国に返還するものとする。

6 修学資金の返還の免除

- (1) 事業実施主体は、獣医修学生が産業動物獣医師等として従事した期間が、修学資金貸与期間に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間（最大10年間）以上となったときは、返還金の返還の全部を免除することができる。

イ 修学資金の貸与月額が12万円以下の貸与期間は、係数を2分の3とする。

ロ 修学資金の貸与月額が12万円を超える貸与期間は、係数を3分の5とする。

- (2) 事業実施主体は、獣医修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、5の規定にかかわらず、返還金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一 死亡、事故又は心身の故障のため、産業動物獣医師等として業務に従事することができなくなったとき。

二 就業予定先の飼育動物診療施設の廃止等就業予定先のやむを得ない事情により、産業動物獣医師等として業務に従事することができなくなったとき。

7 返還金の返還の猶予

事業実施主体は、獣医修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、5の規定にかかわらず、3年を限度として（第三号にあっては、当該事由が継続する間）返還金の返還を猶予することができる。この場合において、猶予期間は、6の(1)に規定する産業動物獣医師等として従事した期間に算入しない。

一 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。

二 就業予定先への就業直後から産業動物獣医師等としての業務に従事した後、就業予定先の都合（人事異動も含む。）により一時的に産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったとき。

三 災害、疾病その他やむを得ない理由により産業動物獣医師等としての業務に従事できないとき。

8 獣医修学生等に対する指導及び就業状況調査

(1) 獣医修学生等に対する指導

事業実施主体は、獣医修学生、共同負担者、高等学校、中等教育学校、獣医系大学等関係者に対して事業の趣旨及び契約内容を十分に理解させるとともに、定期的に報告を求めるほか、必要な際に報告を求めるものとする。

(2) 就業状況調査

事業実施主体は、獣医修学生が就業予定先に就業した後、就業予定先に確実に就業していることを確認するため、定期的に獣医修学生の就業状況の調査を行うほか、必要な際に就業状況の調査を行うものとする。なお、当該調査は、現地調査により、事前に調査日等を関係者に通告することなく行うものとする。

9 貸与事業実施規程細則の策定

事業実施主体は、1から8までに掲げる事項及びその他の必要事項に関して貸与事業実施規程細則を定めるものとし、修学資金の貸与を受ける者に対する修学資金の貸与に当たっては、当該貸与事業実施規程細則に定めるところにより貸与契約を締結して行うものとする。なお、貸与事業実施規程細則を定めたときは、当該貸与事業実施規程細則を消費・安全局長に報告するものとする。

第5 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、農林水産省の指導の下、都道府県及び関係団体との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底及びその他必要な支援に努め、都道府県計画に基づき、本事業を計画的に推進するものとする。

第6 国の補助

国は、予算の範囲内において、交付要綱別表及び公募要領に定められた補助率及び補助対象経費につき補助をする。

第7 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、運用通知別記様式第1号に準じて作成した事業実施計画の承認申請書を消費・安全局長に提出し、承認を得るとともに、交付要綱別記様式第1号に定める補助金等交付申請書を農林水産大臣に提出し、承認を得るものとする。

なお、事業実施計画の承認申請に当たっては、あらかじめ事業実施主体は、当該承認申請書の内容について、就業予定先の都道府県知事との協議を終了しておくものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、交付要綱別表の重要な変更の欄又は運用通知の第3の2に掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ、運用通知別記様式第1号に準じて作成した事業実施計画の変更承認申請書を消費・安全局長に提出して承認を得るとともに、交付要綱別表の重要な変更の欄に掲げる事項を変更する場合にあっては、交付要綱別記様式第3号に定める補助金等変更承認申請書を農林水産大臣に提出して承認を得るものとする。

なお、変更承認申請に当たっては、あらかじめ事業実施主体は、事業実施計画の変更承認申請書の内容について、就業予定先の都道府県知事との協議を終了しておくものとする。

3 事業の実績報告

事業実施主体は、当該年度に実施した事業実績を事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、交付要綱別記様式第7号の実績報告書を農林水産大臣に提出するとともに、就業予定先の都道府県知事にその実績を報告するものとする。

第8 その他

国は、この規程に定めるもののほか、当該事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の都道府県計画の策定の事項については、平成31年3月31日までに都道府県計画を策定することをもって、当該要件を満たすことができるものとする。

第4の5の返還金及び延滞利子の計算方法

1 修学資金

- (1) 高校生等を対象とする修学資金（大学入学前に大学に納付する費用（入学金、1年次前期授業料、実習費等）を上限とする。）

修学資金の貸与総額の全額

- (2) 獣医学生を対象とする修学資金

$$\text{修学資金の貸与総額} \times \left[1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を貸与した月数に係数を掛けた期間} (\ast)} \right]$$

$$(\ast) \text{ 修学資金を貸与した月数に係数を掛けた期間} = \frac{\text{貸与月額} 12 \text{万円以下を}}{\text{貸与した月数} \times 3 \div 2} + \frac{\text{貸与月額} 12 \text{万円を超えて貸与した月数} \times 5 \div 3}$$

(注1) 産業動物獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

(注2) (1)の三のうち、就業予定先の都合により就業予定先への就業直後から産業動物獣医師等としての業務に従事しなかったときは、「修学資金の貸与総額」を「事業実施主体が負担した修学資金の貸与総額」とする。

2 加算金

- (1) 貸与契約が解除されたとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申出のあった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

- (2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、獣医師免許を取得できなかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

- (3) 獣医師免許を取得後、1年以内又は第4の7に規定する返還の猶予の限度内に産業動物獣医師等として就業予定先に就業しなかったとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、産業動物獣医師等として従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

- (4) 獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が獣医学生を対象とする修学資金貸与期間に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間に満たなかったとき。

イ 修学資金の貸与月額が12万円以下の貸与期間は、係数を2分の3とする。

ロ 修学資金の貸与月額が12万円を超える貸与期間は、係数を3分の5とする。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、修学資金の貸与が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\left[1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を貸与した月数に係数を掛けた期間}(\ast)} \right]$$

(※) $\frac{\text{修学資金を貸与した月数に係数を掛けた期間}}{\text{貸与した月数} \times 3 \div 2 + \text{貸与月額} 12 \text{万円以下を} > \text{貸与した月数} \times 5 \div 3}$

(注) 産業動物獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

(5) 就業予定先の都合により就業予定先への就業直後から産業動物獣医師等としての業務に従事しなかったとき。

事業実施主体が負担した修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、産業動物獣医師等として従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

3 延滞利子

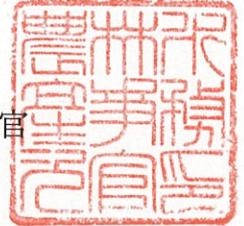
$$\text{延滞利子} = \text{返還金} \times \frac{0.1095}{365} \times \text{延滞した日数}$$

(注) 延滞した日数は、返還すべき日の翌日から返還までの日とする。

29 消安第 6553 号
平成 30 年 3 月 30 日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産事務次官



株式会社日本政策金融公庫による産業動物診療施設の整備を実施するため
に必要な資金の融通に関する措置要綱の一部改正について

株式会社日本政策金融公庫による産業動物診療施設の整備を実施するために必要な資金の融通に関する措置要綱（平成 5 年 3 月 30 日付け 5 畜 A 第 623 号農林水産事務次官依命通達）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、この資金の円滑な融通につき御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

株式会社日本政策金融公庫による産業動物診療施設の整備を実施するために必要な資金の融通に関する措置要綱（平成5年3月30日付け5畜A第623号
 農林水産事務次官依命通知）の新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 貸付要件等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 貸付条件</p> <p>公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第2 貸付要件等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 貸付条件</p> <p>公庫の国内金融業務方法書の定めるところによるものとする。</p> <p>4 (略)</p>

株式会社日本政策金融公庫による産業動物診療施設の整備を実施するために必要な資金の融通に関する措置要綱

平成5. 3. 30 5畜A第623号

農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成30. 3. 30 29消安第6553号

第1 目的

本要綱は、獣医療法（平成4年法律第46号。以下「法」という。）に基づき、都道府県知事の認定を受けた診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要な資金を、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から貸し付けることにより、獣医療を提供する体制の整備を図り、畜産業の振興に資することを目的とする。

第2 貸付要件等

1 貸付けの相手方

次に掲げる者で、法第14条第1項の規定による都道府県知事の認定を受けた診療施設整備計画（以下「認定計画」という。）に従って診療施設の整備を実施するものとする。

(1) 農業協同組合等

ア 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会

イ 農業者又はアに掲げる者が、その構成員又はその資本金（基本財産を含む。以下同じ。）につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め、又は出資し若しくは拠出している法人その他の団体（農業者又はアに掲げる者がその構成員又はその資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものに限る。）

(2) 産業動物開業獣医師等

産業動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る法第2条第1項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。）の診療の業務を行う法第3条に規定する開設者（法第7条に規定する往診診療者

等を含み、(1)を除く。)

2 貸付金の使途

認定計画に従って実施する診療施設の整備であって、獣医療法第15条第1項の規定に基づき同項の資金を指定する件(平成4年9月1日大蔵省・農林水産省告示第8号。以下「告示」という。)に掲げるものとする。

この場合、告示第3号に掲げる産業動物に係る獣医療に関する技術の高度化に際して必要となる診療施設とは、検体成分自動分析機器、生体画像診断機器(心電心音診断機器を含む。)、感染症免疫診断機器(形態学的診断機器及び培養機器を含む。)、理化学的治療機器及び受精卵移植機器並びにこれらの機器の整備に伴い必要となる建物及び診療用車両とするものとする。

3 貸付条件

公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。

4 貸付手続

(1) 借入希望者は、借入申込に関する書類及び診療施設整備計画の認定書又は認定申請書の写しを公庫に提出するものとする。

(2) 公庫は、内容を審査の上、都道府県知事の認定がなされたことを確認して貸付けの諾否の決定を行い、借入申込者にその旨を通知するものとする。